

中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加情報の登録手続

認定施設

関係資料を施設認定機関へ提出

【提出資料】

- ①中国向け輸出水産食品取扱施設の申請事項（要綱別紙様式1 - 2）
- ②企業声明（要綱別紙様式1 - 2の別紙）
- ③登録製品種類（要綱別紙様式1 - 2の別表1）
- ④（該当する場合）過去1年間の中国への輸出実績（要綱別紙様式1 - 2の別表2）
- ⑤施設及び冷蔵・冷凍倉庫の配置図（英文）（要綱別紙様式1 - 3の2.1.1、2.2、3.2、3.3、3.4関係）
- ⑥製造工程図（英文）（別紙様式1 - 3の6.1.1、6.2関係）
- ⑦（変更申請がある場合）変更に係る関係資料
- ⑧要綱別紙様式1 - 3のうち、令和4年3月31日付けの要綱改正により追加となった施設資料（別添3参照）

●**関係資料の提出期限：令和4年11月30日（水）**

⑤,⑥の資料は英文で提出してください

施設認定機関

- ・資料提出のあった施設から順次、書類確認
- ・点検票、施設認定書、変更承認書等を認定施設に送付

認定施設

- ・シングルウィンドウへの登録手続の実施
 - ・登録完了後、点検票に施設代表者の署名及び押印の上、施設認定機関へ返送
- シングルウィンドウへの登録及び点検票の返送期限：令和5年3月31日（金）**

施設認定機関

食品監視安全課

中国政府

●**登録完了期限：令和5年6月30日（金）**